

なんぶ

春 2025

発行：東京南部法律事務所
〒144-8570
東京都大田区蒲田 5-15-8
蒲田月村ビル 4F
Tel.03-3736-1141
Fax.03-3734-1584
<https://nanbu-law.gr.jp>



撮影／田村 幹彦

ご挨拶

新年おめでとうございます。
昨年嬉しかったことといえば、なんとといっても日本原水爆被害者団体協議会（日本被団協）のノーベル平和賞受賞です。
子どもの頃、広島の平和記念資料館の展示を見てうなされて眠れなくなりましてし、「はだしのゲン」は怖くなってしまい途中までしか読めませんでした。原爆被害は、私の想像をはるかに超え、伝聞ですら受け止めることができなかつた残酷な歴史的事実です。

そんな残酷な体験をした被爆者のみなさんは、戦後原爆についての報道ができない時代を経て、被爆による後遺症に苦しみながら、原爆の残酷さ、非人道性を訴えて、核兵器廃絶を伝え続けてきました。語り部活動には、原爆被害を思い起こすことによる PTSD、また「売名行為」などと不当な差別がつきまとうたとも聞いています。

そんななか80年間の間「核兵器のない世界の実現に尽力し、核兵器が二度と使われてはならないことを証言によって示してきた」みなさんの活動が、国際的に評価されたことは、心から嬉しいことです。そして、当事務所にそんな日本被団協を支えた弁護団のメンバーがいることは、所員一同の誇りです。

ただ、その一方で、いまだウクライナでもガザでも戦火はやみません。抑止力の名の下に核兵器使用の脅かしも続いています。

9条がある憲法をもつ日本から、世界平和を訴えることが今ほど求められている時はないように思います。

今年こそ世界中が平和となりますように。

今年も平和を愛するみなさんとともにある東京南部法律事務所でありたいと思います。

弁護士 長尾 詩子

弁護士

大森 夏織	塚原 英治	船尾 徹
海部 幸造	坪田 優	堀 浩介
黒澤有紀子	永井久楽太	安原 幸彦
佐藤 誠一	長尾 詩子	山口 泉
芝田 佳宜	中村 紘己	
竹村 和也	早瀬 薫	事務局一同

ANA不当労働行為事件で東京都労働委員会が救済命令

弁護士 堀浩介

近距離国際線・国内線乗務の客室乗務員の労働実態

ANA（全日本空輸株式会社）で長年客室乗務員として勤務してきたTさん（2021年12月定年退職）は、客室乗務員が、1990年以降、機材の大型化、国際線進出に伴う長時間、深夜、時差労働、機内販売などで業務が過密・複雑化し、乗務中、座って食事を取ること、トイレに行く時間さえ確保されない過酷な労働環境に置かれている状況下、客室乗務員の命と健康を守るために職場を改善しなければならぬと考えるようになりました。

近距離国際線・国内線乗務に勤務する客室乗務員は、乗務時間は6時間を超えないものの、トータルの勤務時間は6時間を超えるのが通常です。しかし、その勤務中、機外に出て労働から解放される休憩を取ることが容易にできないことから、労働基準法施行規則32条2項は、勤務中における停車時間、折り返しによる待ち合わせ時間その他の時間の合計が労働基準法第34条が定める休憩時間に相当するときには、同条の規定にかかわらず、休憩を与えないことができる、としています。

問題は、では、実際にそのような時間が確保されているのかどうかです。実態は、運航中はもとより、航空機が地上に着陸し、離陸するまでの間（いわゆるスライタイム）にも、旅客の搭乗・降機時の接客・サポート、忘れ物チェック、危険物の確認などの保安任務等で体を休める時間はほとんど無く、食事も2回に

分けて合計8分間で取らざるを得ないのが実態でした。

組合加入と組合と会社の団体交渉

Tさんは、会社に乗務中の休憩時間について質問し、また、ANAの職場で客室乗務員を組織しているANA労働組合に相談しましたが、会社、組合共に上に見た事態の改善に向けて動き出すことはありませんでした。

このため、Tさんは、2021年4月には、航空労働者を組織しており、一人でも加入できるジャパンキャビンクルーユニオン（JCU）に加入して、JCUを通じて、会社との間で、2021年5月から同年10月まで5回にわたって、勤務中、体を休めることができない客室乗務員の労働実態の改善を求めて団体交渉を行いました。

JCUは、Tさんの客室乗務員としての労働実態を典型的な勤務日を例に、スライタイムが労働基準法第34条が定める休憩時間に相当するのか、つまり、スライタイムにおいて、客室乗務員は労働基準法が定める休憩時間と同様に体を休め、疲労の回復を図ることができると時間が確保されているのかを問いました。

しかし、会社は、法律を遵守している、適切に運用されていると根拠を示すこともなく繰り返すだけで、まともに回答することがありませんでした。会社には、スライタイムにおいて少しでも客室乗務員の疲労の軽減を図り、客室乗務員の健康を確保しようとする姿勢は

ありませんでした。

結局、団体交渉は、会社側の極めて不誠実な交渉態度により、全く実を結ばなかったのです。

東京都労働委員会への不当労働行為救済命令申立

このため、JCUは、2021年12月、東京都労働委員会に対して、ANAの交渉態度が極めて不誠実であり、また、そのような交渉態度を通じて、ANAがJCUの職場における組織拡大を阻止し、組合排除を目的としていることを理由に、ANAに対して、誠実な団交の実施、職場においてANAが自身の不当労働行為を行ったことを認める文書の揭示（いわゆるポストノーティス）、JCUへの謝罪文の交付を求める不当労働行為救済命令を申し立てました。

都労委は、1年8か月の審理を経て、



2023年8月21日に結審し、2024年9月2日、労働組合完全勝利の救済命令を発しました。

命令の中で、都労委は、ANAに対して、近距離国際線及び国内線において乗務する客室乗務員と組合員の休憩を議題とする団体交渉に、自らの主張を裏付ける具体的な根拠を示すなどして、誠実に団体交渉に応じるように命じるとともに、JCUへの対応をおろそかにし、組合の存在を軽視したことは組合の組織運営に対する支配介入に該当すると断定しました。さらに、命令内容についてポストノーティスと謝罪文の交付も命じました。

この命令は、ANAが何ら具体的な根拠も示さず、法令を遵守していると強弁し続け、団体交渉を形骸化させ、このことを通じて、JCUを一貫して軽視してきたことを厳しく指摘するものです。

ANAは中央労働委員会に再審査を申し立て

都労委命令に対して、ANAは、職場の労働者の置かれた状況について何らの改善策も講じることなく、直ちに中央労働委員会に再審査を申し立てました。

中労委では、JCUは、都労委命令の確定と客室乗務員の労働環境の改善を目指して、闘いを続ける覚悟です。

なお、本事件は、当事務所の永井久兼弁護士と私が担当しています。

日本被団協 ノーベル平和賞受賞

昨年12月、日本被団協（日本原水爆被害者団体協議会）がノーベル平和賞を受賞しました。私は長年日本被団協の活動に関わってきました。そこで、改めて日本被団協の結成から今日に至るまでの活動をご紹介します。

1 日本被団協の結成

日本被団協は1956年8月に結成されました。被爆から11年後のことです。終戦後、日本を統治したアメリカは、すぐに広島・長崎に入り、被爆の実態を把握しようとしてきました。同時にそれをひた隠しにすることに専念しました。原爆の威力を確認した上で、その非人道性を知られまいとしたのです。この言論統制に放射線被害に対する偏見差別が加わって、被爆者が声を上げられない日々が続きました。

1954年3月に太平洋・ビキニ環礁でアメリカが6回にわたって水爆実験を行い、第5福竜丸を含む多くの漁船の乗組員が被爆しました。これがきっかけとなって原水爆禁止運動が高揚し、その中で日本被団協が結成されたのです。

2 日本被団協の二つの柱

日本被団協は、

- ① 核兵器廃絶
- ② 原爆被害に対する国家補償

という二つの柱を軸に今日まで活動してきました。今回の受賞は、この二つのうち核兵器廃絶に向けた活動が評価されたものです。ノーベル委員会は受賞理由として「核兵器のない世界の実現に尽力してきたこと」「核兵器が二度と使われてはならないことを証言してくれたこと」を挙げています。

3 日本被団協の苦闘

しかし、これまでの道のりは決して平坦ではありませんでした。欧米を回って原爆被害を訴える活動に同行しましたが、聴衆から、日本が行った真珠湾攻撃やアジア侵略などに対する非難が述べられました。また、1980年に厚生大臣（当時）の諮問機関が出した答申では「およそ戦争という国の存亡をかけての非常事態」下の犠牲は「すべての国民がひとしく受忍しなければならない」（いわゆる「戦争被害受忍論」とされ、②の国家

補償を全面的に否定し、戦争のもとは核兵器使用も許される、という①を否定する議論がまき散らされたのです。しかし、こうした逆境にめげることなく、日本被団協は、核兵器は絶対悪であること、その被害は受忍できるものではないことを自らの体験をもとに訴え続けました。それが日本ばかりで

はなく世界中の共感を得て、今日の受賞に至ったのです。

4 結び

この受賞を糧として日本被団協は更に活動を強化していきます。私はこれからもその活動を支えていきたいと思えます。

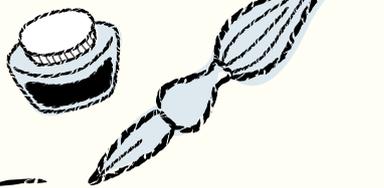
弁護士 安原 幸彦



朝日新聞10月12日朝刊



東京新聞10月12日朝刊



黒澤 有紀子 Yukiko Kurosawa

明けましておめでとうございます。

昨年はご縁あり、成年後見人等に就任させていただいたり、将来に備えて任意後見契約を結ばせていただく機会が多かったです。おひとり暮らしの方も増え、将来に備えてご準備される方が増えているように思います。後見人等として活動を始めると、福祉サービスの担い手不足を痛切に感じます。介護事業所の倒産も増えており、ケアマネさん、ヘルパーさんのなり手も減っています。今後の超高齢化社会を考えると、現場任せにしないで、行政による介護事業の下支えが急務だと思いました。今年は昨年のご縁をさらに強いものとできる一年にしたいと思います。



佐藤 誠一 Seichi Satou

写真は、八ヶ岳にて

昨年10月末の総選挙で、自公政権与党が大敗しました。自民党の裏金問題とその批判世論を過小評価して全く不十分な対応でお茶を濁そうとした自民党の不遜な態度（公明党はこれを許した連立責任）が原因であることは明らかです。立民など多くの野党が大きく議席を伸ばしました。一過性の躍進で終わらせることなく、自公に変わる政権の実現に進んでほしいと思います。躍進の蚊帳の外になった共産党には厳しい自省を期待します。このままでは野党共闘のパートナーとして相手にされなくなりますからね。



塚原 英治 Eiji Tsukahara

(明治大学博物館にて。桂場(石田和外)とでは笑顔にならない。)

昨年は、NHKの朝ドラ「虎に翼」を個人的に検証して半年楽しく過ごしました。戦前の家族法は以前少し勉強していましたが、戦前の刑事訴訟法を書式も含めて詳しく研究したのは初めてで、新憲法による戦後変革の大きさを改めて感じました。一般人向けの講演の需要もあり、多くの人に法律や法律家への関心を持ってもらうことができたのは番

の功績だと思います。

事務所の記録の整理、図書・ファイルの整理に追われる毎日ですが、今年もよろしくお祈りします。



坪田 優 Yū Tsubota

あけましておめでとうございます。

昨年は、アメリカでは大統領選、日本では衆議院選挙や何かと話題になった兵庫県知事選と、選挙が立て続いた年でした。一方で、中東世界に目を向けると、イスラエルによるジェノサイドは、2023年10月7日から1年以上が経過した今もお続き、パレスチナ人の死者は4万人を超えています。戦闘員のみならず、子供や老人までも手にかけるイスラエルの手法は、皮肉にも、さながらホロコーストのようです。現在進行形のホロコーストを止めるための国際的な連帯が急務です。一つの手法として、「BDS運動」があります。ご興味のある方は、ぜひ一度調べてみてください。※写真は、パレスチナ自治区ヨルダン川西岸のジェニンで作られているオリーブオイルです。パレスチナは古くからオリーブの産地で、オリーブオイル発祥の地ともいわれているそうです。



中村 紘己 Kōki Nakamura

新年あけましておめでとうございます。

昨年1月5日にこの東京南部法律事務所に入所してから早1年が経ちました。新人としての1年間はまさに「激動」でしたが(僕の体重の増加率もまさに激動でした)、医療、労働、消費者、刑事と多岐に渡る事件を経験することができました。他の事務所ではなかなかないことです。

経験で言えば、地域の学習会を多く行わせて頂いたことが特に貴重な経験であったと思います。改憲が話題になる昨今、国民としてどのように憲法を考えるかが問われています。このときに、皆様に法律家になるために得た知識を還元できることに喜びを感じます。

より精進してまいります、今年もよろしくお祈り致します。



早瀬 薫 Kaoru Hayase

1年ほど前から鉄瓶を活用しています。年季の入った南部鉄器の鉄瓶。実家から発掘してきました。忙しい朝はポットのお湯で緑茶を淹れますが、夜は、少しだけ時間をかけて、鉄瓶でお湯を沸かし、ほうじ茶を飲みます。スポーツ選手が鉄分補給のために鉄瓶を使うといった話題もあり、子ども達も悪くない反応です。濡れたままだと錆びてしまうので、沸かしたお湯は、鉄瓶が熱いうちに全部使い切るか、別の容器に移すのがコツ。これさえ気をつければ、お手入れもそれほど面倒ではありません。慌ただしい毎日の中にも、ほっとできる時間があるとい



安原 幸彦 Yukihiko Yasuhara

日本被団協のノーベル平和賞受賞に思うこと

1977年の弁護士登録以来47年にわたって日本被団協と関わってきた私にとって、今回のノーベル平和賞受賞は、まるで我がことのような喜びでした。これまで何度も候補に挙げられながら受賞に至りませんでした。日本政府が受賞を妨害していたのではないかと、という疑惑を拭きません。半分諦めかけていたときに、この受賞となりました。今にも核兵器が使われかねない今日の状況下でこの受賞の意義は大きいと思います。残念ながらこの日を見ずに亡くなられた多くの被爆者、先輩弁護士の遺志を継いで、核兵器廃絶に向けた取り組みに力を尽くす決意を新たにしています。



山口 泉 Izumi Yamaguchi

2024年10月4日付東京新聞に「客室乗務員『休憩5分』」「航空業界まん延」指摘「機内清掃、安全確認…『座る暇もない』」との記事が掲載されました。この記事で、ジェット

スタージャンプの客室乗務員らが「法律で定められた休憩がない勤務を強いられている」ことに対する訴訟が取り上げられているのですが、この訴訟が重要局面をむかえています。客室乗務員は国内線で1日4便、国際線の深夜往復など10時間を超える勤務でも休憩なしなどの過酷な勤務を強いられているのですが、会社はLCCのビジネスモデルなどと称して改善しようとしません。



2025 弁護士 の



大森 夏織 Kaori Ōmori

医療訴訟の「壁」を感じながら

18歳の女子大生の方が、静脈性脳梗塞から入院後ほぼ一夜にして遷延性意識障害になってしまった、という医療訴訟が、昨年春、尋問前の和解で終了した。過失は認めさせたが、仮に適切に検査して治療していた場合にも高い確率で悪しき結果が回避できたことを患者側が証明しなければならない、いわゆる「因果関係の壁」を、この事件でも強く感じた。裁判所が、割合的因果関係論を採用しないのであれば、相当程度の可能性論において、より柔軟な被害金額の認定幅を設けるべきだ。この事件では、全国で二桁の専門家の協力も得、有能な若い共同受任弁護士の尽力も得て、何年も頑張ってきた。御両親様は、訴訟に意義があった、区切りをつけて前を向き、とおっしゃってくださった。私も区切りをつけて、日々前を向いて歩いている。しかし、医療訴訟において患者側に過度の立証負担が課され、「隅から隅まで証明しなければ患者を全勝させない」裁判所に対する怒りが時折ふつふつと沸き、自身の仕事も、これで良かったのか？と自問してしまうのである。



芝田 佳宜 Yoshinori Shibata

昨年7月14日に、長野県小布施町で行われた「小布施見（注：誤植ではありません。「ミニ」と掛けているようです。）マラソン」に参加してきました（種目はハーフマラソン21.0975kmのみ）。栗の名産地小布施で行われた大会は、仮装あり、町民の皆さまからの応援あり（沿道からはさまざまな演奏も）、野点を含むいろいろなエイドありの、充実した大会でした。一生懸命走らないことが完走の秘訣ということに気がついたので、制限時間に引っかけられない程度に頑張ってきました。もう少し修行してゆくゆくはフルマラソンを走りたいところです。

この原因には現在進行している気候変動にあると言われています。私が弁護団の末席として参加していた二酸化炭素を大量に排出する横須賀石炭火力発電所の建設是非を巡る裁判は、昨年残念ながら最高裁にて退けられました。行政事件に関する司法の高い壁を改めて実感しました。ただ、現状の気候変動を食い止めるためには、まだできることはあります。諦めずに頑張っていきたいと思っています。



永井 久楽太 Kurahuto Nagai

昨年の夏は尋常なく暑かったですね。また、日本だけではなくスペインなど欧州各地でも異常気象が猛威を奮っています。異常気象が多くの方の生命に深刻な影響を与えています。

この原因には現在進行している気候変動にあると言われています。私が弁護団の末席として参加していた二酸化炭素を大量に排出する横須賀石炭火力発電所の建設是非を巡る裁判は、昨年残念ながら最高裁にて退けられました。行政事件に関する司法の高い壁を改めて実感しました。ただ、現状の気候変動を食い止めるためには、まだできることはあります。諦めずに頑張っていきたいと思っています。



船尾 徹 Tetsu Funao

ロシア国立ゴリキー文学大学でロシア文学を研究された奈倉有里のエッセイ「文化の脱走兵」（講談社）は、第一次世界大戦の開始とともに愛国主義的な言説一色に染まったロシアで、徴兵され前線におく若き詩人セルゲイ・エセーニンの自伝的物語詩を紹介している。以下はその一節。「能無しと悪党どもが/戦争を『戦いぬけ』『勝利まで』とけしかけて/死にに行けと前線に追いやった」「それでも僕は剣をとらなかつた・・・/砲撃音と轟音のもとで/選んだのは別の勇気だ/僕は国でいちばんの脱走兵になった」

時代は変わる。ナチスと協力関係にあったヨーロッパの諸国には、戦争に加担することを拒否した「脱走兵の記念碑」が数多くあるそうです。そして、今、世界ではふたつの大きな戦争が続く、私たちは「戦争する国」に組み込まれようとしている。この時代に生きる私たちは、未来に希望を遺す、ためなにかができるのか、なにをなすべきなのか。



海部 幸造 Kouzou Kaifu

今年はどんな年になるでしょうか。日本では昨年10月末の総選挙で自・公の過半数割れ、アメリカでは「またトラ」。今年は波風の大きな年になりそうです。

毎年、今年こそ少しでも平和に向かう、少しでも一人ひとりが個人として尊重される世の中に向かって欲しい、子ども達や孫の世代の為にも、と思いますが、世の中そう簡単に直線的に良くなっていくなどということはありませんね。でもだからこそ面白いのかも知れませんが、

昨年末に喜寿を迎え、ややくたびれてきた感はあるのですが、今年もあまり無理をしない範囲で自分なりに（その案配が難しいのですが）仕事や社会活動に取り組みたいと願っています。



竹村 和也 Kazuya Takemura

本好きの哀楽

◎悲しいとき

▶奮発して買った高価な本を積読している間に改訂版が発売されたり、文庫版になったとき。

◎うれしいとき

▶高い単行本を買おうか迷いながら買えていなかったら、お手頃価格の文庫版で再販されたとき。

とにかく読めば良いのですが…



長尾 詩子 Utako Nagao

我ながらしつこいと思うのですが、昨年は『虎に翼』の1年でした。俳優のみなさんの演技の素晴らしさ、憲法の条文が読み上げられたという感動はもちろんと、脚本が、主人公寅子を「偉い」人として描かず、他登場人物のキャラクターも愛情をもって描かれていたため、マイノリティーへの共感や「分断」をしない決意に溢れていたからではないかと思うのです。憲法13条、14条の理念をととても豊かに表現していると思っています。

憲法9条とともに13条、14条が活かされる社会になりますように。



堀 浩介 Kousuke Hori

最近、大手広告代理店の博報堂が若者を対象に行った「今何がほしいか？」というアンケートで、2位に「時間」、3位に「自由」がランクインしたそうです（ちなみに1位は「お金」）。私たちの社会はDX化などテクノロジーの進歩で業務の効率化が大変進んでいます。しかし、その成果は労働時間の短縮ではなく、労働強化に使われているのが実態です。仕事に追われ、「金なし」、「時間なし」の若者の状況が改善されてこそ社会は進歩したといえるでしょう。

私の場合、「自由な時間」があれば、今年こそロサンゼルスに行つて、ドジャースの大谷翔平選手の二刀流の姿を目に焼き付けたいと夢見ています。しかし、私には「お金」がないから、「自由な時間」があってもこれは無理ですね（トホホ）。



労基法40年ぶりの大改正？

—労働者保護のための改正を実現する取り組みが必要—

弁護士 竹村 和也

1 労働基準関係法制研究会

今、厚生労働省では、「労働基準関係法制研究会」という研究会を設置し、労働基準法の抜本的な見直しも含めて議論をしています。法定労働時間を40時間に引き下げるなどされた1987年の改正から「40年に1度の大改正」を目指すものとされています。

そこでは、労働基準法の事業、労働基準法上の労働者性、労働時間制度、労使コミュニケーションという点が議論されています。注意すべき動きはありますが、労働者・労働組合の立場からすれば、労働者保護のための実効的な改正を求めていくべきです。

2 労働時間削減のための実効的な改正を！

まず、労働時間についてです。労働時間については、いわゆる「働き方改革」関連法で、時間外労働等に上限規制が導入されたことをご存じだと思います。原則として、36協定の締結で可能とされる時間外労働の上限は月45時間、年360時間とされています。しかし、特別の事情がある場合については、時間外労働は年720時間以内、時間外労働と休日労働は月100時間未満、2～6か月平均80時間以内は可能とされるなど、いわゆる過労死ラインを許容するなどの問題があります。

研究会では、原則である月45時間、年360時間に近づける必要があることが多くの委員から指摘されています。過労死をなくし、また、「仕事と生活の両立」の実現という観点からも、上限規制の厳格化は必須といえます。その他、インターバル規制（1日の勤務終了後、翌日の出社までの間に一定時間以上の休息時間を設けることを義務づける規制）、時間外労働の実績の企業内外への公表など実現すべき制度は多くあります。

他方、注意をしなければならないのは、労働時間規制の大幅な適用除外を狙う動きもあることです。このような動きは先行していた「新しい時代の働き方に関する研究会」や経団連の「労使自治を軸とした労働法制に関する提言」などで検討されていたも

のです。すなわち、事業場等で労働者の過半数を組織する労働組合や代表者との協約を締結することで、労働時間規制を緩和させるというものです。このような動きは、労働時間規制を抜本的に破壊するもので決して許されず、注意が必要です。その他、テレワークにおける労働時間規制を緩和する動きもありますが、長時間労働しやすいテレワークに必要な労働時間管理等の厳格化です。

3 労働者性を広く認める改正を？

研究会では労働者性についても議論されています。本来「労働者」であるのに、「フリーランス」などとされている「偽装フリーランス」が増えていることが社会問題となっています。偽装フリーランスに関する大きな問題は、紛争が長期化してしまうため、事実上、労働法による保護を享受することが困難となっている点です。そのような不合理な状況を改善するため、一定の緩やかな要件で「労働者」であることを推定する規定を設けるべきです。

4 労働組合を活性化するための政策を！

研究会では、「労働組合を労使交渉の一方の担い手とする労使コミュニケーションの活性化が改めて望まれているのではないか」との指摘もされています。労働組合の組織率低下への対策は喫緊の課題です。言うまでもなく労使コミュニケーションの最も重要なアクターは労働組合だからです。労働組合を通じた労使コミュニケーションを活性化するために必要な、労働組合の組織率向上や権限強化に関する具体的な政策的議論が行われる必要があります。むしろ、どのような政策が必要か、労働者・労働組合側から積極的に提言する必要があるのではないのでしょうか。

以上、簡単に見てきましたが、危険な改正を排除させつつ、労働者保護のために必要な改正を実現するため、研究会をはじめとする動向を注視していく必要があります。

再審法改正をめざして—袴田事件の再審無罪判決確定を受けて—

弁護士 佐藤 誠一

昨年のニュースでご案内していた袴田事件ですが、再審無罪判決が9月26日言い渡され確定しました。皆さん、ご支援ありがとうございました。でも「袴田さん、よかったね」で済ませてはなりません。彼が犯人とされた重要な証拠の「犯行時着衣」ですが、再審請求後に検察官が開示した証拠で、捜査機関のでっちあげ証拠だったことが立証されました。他の再審事件での経験も含め、検察官が隠し持っている証拠に、無罪を示す証拠が少ないのです。また袴田さんは2014年に地裁が再審開始を決定しながら、検察官の不服申立てで再審開始まで9年が空費されました。こうしたことを踏まえ、今の再審法を改正し、検察官の証拠開示義務や検察官の不服申立ての禁止を法律で定める必要があります。

また彼は死刑囚でした。いつ死刑が執行されてもおかしくない境遇に長く置かれた袴田さんは、精神を病むことになりました。でっちあげ証拠で人を処

刑することは、司法機関による（無実者に対する）殺人に他なりません。これまでの死刑執行事案の中に、誤判で無実の人が処刑されたことは皆無だったと、誰が言えるでしょうか。死刑廃止の議論も進めなければなりません。

その直後、福井での女子中学生の殺人事件の犯人とされた前川さんの再審開始決定が出され、検察が異議申立てしなかったのが、再審開始が確定しました。1審の判断だけで確定とは驚きです。袴田事件が、1審・2審・3審・2審差戻しと4回もの裁判所の審査で再審開始が確定したのとは大違いです。袴田事件で検察の不服申し立てが強く批判されたことの影響が現れているのは明らかでしょう。福井事件でも証人の虚偽証言を捜査官が誘導した疑いが再審開始決定で指摘されているのも、「またか」の感を強くします。

退所のご挨拶

弁護士 梶山 孝史

このたび、東京南部法律事務所を退所し、来年1月より東京都千代田区にあるBACeLL（パケル）法律会計事務所に入所することになりました。

入所以来7年間、みなさまにお支え頂き、精一杯走って参りました。東京南部法律事務所において多くの研鑽を積ませていただき、私の弁護士人生においてかけがえのないものとなっています。ご依頼者様をはじめ、関係各所の皆様には、厚く御礼申しあげます。今後も様々な案件に取り組んで参ります。

引き続き、東京南部法律事務所ともども、よろしくお願ひ申しあげます。

年始業務のお知らせ

年始の業務は1月6日（月）午前10時からです。本年もどうぞよろしくお願ひ申し上げます。

新人紹介

9月から入所しました。高橋里緒と申します。栃木県の日光市出身です。

前職では記者をしていました。「電話相談」という、弁護士の先生

が読者の方の困りごとに答えるコーナーを担当していた経験から、法律事務職員の仕事に関心をもつようになりました。当事務所の、依頼者に寄り添う姿勢と明るい雰囲気の魅力を感じています。

早く仕事を覚えられるように精一杯取り組んでいきたいと思っています。よろしくお願ひします。

事務局 高橋 里緒
(たかはし りお)

- | 趣味…岩盤浴、観劇
- | 好きな食べ物…お寿司
- | 好きな動物…犬
- | 最近のマイブーム…古着屋巡り



近所の富士山 富士塚に

登って



みた?



当事務所には山好き所員がおり、定期的に登山をしています。私もメンバーではあるのですが、ここ一年ほどお休みをしています。そろそろ再開しようかと思っているところに、富士山に登ったことになる(富士塚)の話聞き、手始めに区内の富士山に登頂しようと思立ちました。

大田区教育委員会の解説によれば「富士塚とは富士山を模した人工の小山。江戸時代中期の安永年間(1772~81)頃より、富士山を信仰する有志の集まりである富士講が主体となって、関東を中心に各地で造られた。実際に富士山を望める場所に築かれる場合が多く、山開きに合わせて富士講の講員が遙拝する習俗がある」とあります。



羽田富士塚入口(2合目)



合目石



山頂の祠

最初に目指したのは、大田区文化財に指定されている羽田神社の俗に「羽田富士」と呼ばれている富士塚です。明治時代初頭に築造された標高5メートルほどの塚です。神社の社殿横にある鳥居(2合目)をくぐり登山スタートです!小さいながらも登山道があり、登山道の周りには大きな石碑がいくつかわかれています。四合目と五合目の合目石もありましたが、他の石がわからず、後で宮司さんに尋ねたところ、明治時代からあるので、雨風で消えてわからなくなっているのではないかとのことでした。1分もかからずに無事登頂。頂上には本物の富士山と同様に浅間神社が祀られ、塚には富士山の溶岩石が使われているそうです。登頂後は羽田神社で健康健脚を祈



参拝記念の御朱印

願しました。ちなみに羽田神社は、羽田空港を含む羽田の氏神様であることから、航空関係者や旅行者からの運航安全・航空安全祈願の参詣が多くあるそうです。

次に向かったのは、多摩川駅近くの多摩川浅間神社です。こちらは多摩川台地の古墳の上に神社を建て、それをそのまま富士山に見立てて富士塚にしたとのこと。駅から多摩川方面に歩いていくと見えてくる立派な鳥居をくぐり登山スタートです。鳥居の先には、十数段はありそうな階段が続いています。羽田富士より格段登りがたえありません。中腹に「白糸の滝」があり、水が出ています。さらに進むと、明治時代に地元の富士講が富士登拝三十三回を記念し造られた、富士講中興の祖である食行見録(じきぎようみろく)の石碑があり、彫られている文字



多摩川浅間神社入口

が富士講中興の祖である食行見録(じきぎようみろく)の石碑があり、彫られている文字



食行見録の石碑

は、幕末の快男児・勝海舟の直筆のことです。富士塚を登り切ると奥に社殿が見えます。手前左手に見晴台があり、お天気がよければここから富士山が見えるようですが、この日はあいにく見るできませんでした。しかし、多摩川に向かう武蔵小杉駅周辺のビル群や、多摩川の橋脚を通過する電車の眺めがすばらしいです。ここは映画「シン・ゴジラ」にも登場し、眼下の丸子橋が吹っ飛ばされても、神社は破壊を逃れたことから、震災消除の神社として知られているそうです。無事登山が終わり多摩川駅に戻ると、多摩川の鮎にちなんだ和菓子・鮎焼きをお土産に購入しエネルギーチャージを済ませて帰途につきました。富士塚はあちこちにあるようなので、ご近所の富士塚を探してみるのはいかがでしょうか。



見晴台から眺める丸子橋・武蔵小杉方面



大田のお土産 100選 「鮎焼き」